

第8章 知的財産の活用による競争力強化に関する分析

内藤 恵久

1. 研究の背景と目的

農林水産物の高付加価値化，国際競争力の強化を図る上で，新品種，商標など様々な知的財産を活用することにより，他の製品との差別化を図り，国内外の消費者の認知・評価を高めるとともに，他者からの模倣等を防止することは，一つの有効な手法である。

この知的財産活用の取組手法として，いわゆる「クラブ制」の取組がある。クラブ制とは，例えば，リンゴのピンクレディーにおいて行われている取組⁽¹⁾であり，この取組では，育成者権により，生産者を限定して品質・生産量管理を行いつつ，商標を活用したマーケティングにより，消費者の認知・評価を高めている。プロマーヂャパン（2010：34）は，クラブ制について「①青果物の新品種のブランド形成を図ることを目的とし，②育成者権と商標権という二つの知的財産を利用した契約（ライセンス）関係により苗木から果実までを統一的に押さえ，そこからロイヤルティを生み出して運営費を確保し，③品質・量・価格をコントロールしながらマーケティングとブランド防衛を行うライセンス・ビジネスの一種」としており⁽²⁾，「クラブ制」とは，育成者権・商標権という独占的権利を通じて，限定的な者に許諾を行い，品質・生産量の管理，マーケティング等を行って，生産・販売を行う集団の利益を最大化する取組と考えられる。

このクラブ制の取組は，基本的に第1章で整理した「差別化戦略」に該当すると考えられる。クラブ制では，高品質な優良品種の利用や生産管理により製品の「現実の価値」を高めるとともに，積極的 PR 活動，販売店との連携強化などを通じ様々なシグナルによりその価値を消費者に伝えている。また，知的財産権による障壁により，他者が模倣しにくい形をとっている。このように，クラブ制は，製品の現実の価値とそれを伝えるシグナルの両面で差別化を強化するとともに⁽³⁾，知的財産権等を用いて差別化の持続性を維持する取組となっている。

新品種，商標等の知的財産の農業分野での活用については，先行研究では，オーストラリアをはじめとして世界各地でのリンゴのクラブ制の取組に関する報告・分析が多く行われている（プロマーヂャパン，2009；林，2009；プロマーヂャパン，2010；黄ら，2012；黄，2013；黄，2019；黄，2021；櫻谷ら，2021 等）。このほか，イチゴやリンドウなどリンゴ以外での取組の分析も行われている（櫻谷，2019；櫻谷，2020；新海，2021）。さらに，幅広い農業分野における知的財産活用の今後の可能性等についても論じられている（林，2015；黄ら，2022 等）。

本稿では，知的財産活用の取組に関する農林水産行政上の位置づけを整理した上で，

国内外の取組事例の分析を行い、知的財産を活用した競争力強化方策の要件、問題点等を検討することとする。

2. 農林水産施策における知的財産活用の方向

(1) 知的財産活用に関する基本的方針

農林水産分野及び食品産業分野における知的財産活用の方向については、農林水産省が定めた「農林水産省知的財産戦略 2025」⁽⁴⁾において、「知的財産を戦略的に創出・保護・活用することにより、我が国の農林水産業及び食品産業の国際競争力の強化を図ることが重要」としている。特に、知的財産の活用面については、「知的財産を活用して儲ける事業者の後押し」として、育成者権等の知的財産を海外における事業活動のコントロールに用いること、育成者権を活用して国内産地間の連携で製品の通年出荷をすること、海外事業者からライセンス収入を得ることなどの取組を促進することが述べられており、内容として1で述べたクラブ制と共通する育成者権等を通じた生産・販売管理を志向するものとなっている。また、海外での育成者権を通じた事業管理や海外でのライセンスングを中小の種苗業者等に代わって行う仕組みを我が国に導入することを検討する旨も触れられており、これが、(3)の育成者権管理機関設立に向けた動きにつながっていると考えられる。

(2) 公的試験研究機関の研究成果に係る知的財産活用の考え方

次に、公的研究機関育成品種などの公的試験研究機関の研究成果の活用についての考え方を見ておく。公的研究機関育成品種は、我が国で利用されている品種の中で重要な地位を占めていることから、公的試験研究機関の研究成果の活用方向が独占的利用や海外での許諾を認めないものであった場合、クラブ制を幅広く実施していくことは難しいことになる。

研究成果の活用について、2020年決定の「食料・農業・農村基本計画」では、我が国が開発した農林水産物について、「我が国の農業と競合しない形で生産現場の経済的価値につなげられるよう戦略的な権利許諾を推進する」とされている⁽⁵⁾。また、「農林水産省知的財産戦略 2025」においては、「多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法が採用されるよう、都道府県の公設試験研究機関を含む各研究機関における知的財産マネジメントの強化に向けた助言・指導を実施」とされており、この選択肢として独占的な実施許諾が明示されている。また、「輸出促進を見据えて、国内だけでなく海外への戦略的な権利許諾を推進する」とこととされている。さらに、農林水産技術会議が定めた「農林水産研究における知的財産に関する方針」⁽⁶⁾では、研究成果の実施許諾の方針として、「公的資金を活用して得られた研究成果については幅広い社会還元が求められるものであるが、研究機関は、研究成果を民間企業等に独占的に実施させる方が商品化・事業化に有効であり、速やかかつ広範囲な利用につながると

判断される場合があることに留意し、我が国の農林水産業・食品産業等の国際競争力強化を図るために、効率的な実施許諾の在り方を検討する」とし、具体的には、特定の産地でのブランド形成と競争優位の確保を図る場合等は独占的な実施許諾が有効と考えられるとしている。この方針は2022年に改正されたものであるが、改正前の方針では、「非独占的な実施許諾を原則とする」としていたところであり、農林水産業・食品産業等の国際競争力強化につながる場合は、独占的な許諾も積極的に行っていく方向に考え方が変化していると思われる。

一方、農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が定めた「知的財産に関する基本方針」⁽⁷⁾では、知的財産権の実施許諾について、農研機構が公的試験研究機関であることから、非独占的な実施許諾を原則とし、例外的に、知的財産権の有効活用が促進され、かつ、公正性及び公平性の観点から大きな問題がないと判断される場合には、独占的な実施許諾ができるとしており、独占的許諾に必ずしも前向きでない。なお、この独占的な許諾ができる場合に該当するのは、具体的には、一定期間利用されていない知的財産権等に限られると考えられる。

このように、農林水産省の方針としては、知的財産の保護・活用による新たな価値創造、国際競争力強化が重要な課題とされており、ブランド形成等のための独占的な実施許諾も重要な選択肢の一つとされている一方、実際に品種を開発している農研機構での運用方針では、必ずしもこのような方向とはなっていない。農林水産省でかつて知的財産課長であった杉中は、日本では新たに開発された農業技術、種苗そのほかの新素材は万民に共有されるべきであり、独占することは悪だという考えがあり、これは知的財産の考えとは相反すると指摘している（杉中、2018：3 - 4）。農研機構の運用方針にも、この従来の考えが反映されているものと考えられる。公的研究機関が開発した成果は広く利用されるべきという考え方は一定の合理性があると思われるが、特に国外との競争を考えた場合、これに厳密にこだわることなく、国全体の農業生産を考えてトータルの付加価値が最も高くなる方策を検討・推進していくことも重要と考えられる。なお、このような観点も含め、（3）の育成者権管理機関の検討が進められるものと考えられる。

（3）育成者権管理機関設立に向けた動き

育成者権に関し、公的機関等による適切な管理や侵害対策の徹底の困難性、優良品種の海外流出・無秩序拡大による国内生産者への不利益の発生、低廉な許諾料収入に起因する品種開発投資の困難性などの状況を踏まえ、農林水産省に「海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会」⁽⁸⁾が設置され、育成者権管理の方策が検討された。同検討会は、2022年12月に登録品種の海外への流出を防止するため、育成者権を適切に活用しつつ保護するという発想が必要であるとして、育成者権の保護・活用を図るための「育成者権管理機関」の設置とその目指すべき方向について提言を取りまとめた（「我が国における育成者権管理機関のあり方について」）。育成者権管理機関は、育成者権者の意向を踏まえて、育成者権の管理、権利侵害の監視・対応、海外ライセンス等を行う機関で

ある。この育成者権管理機関のあり方について、提言では、国内農業の振興や輸出戦略と整合する戦略的なライセンスにより、国内における適切な管理を図るとともに、管理された海外生産を通じて、無断栽培の防止や侵害対応を実効的なものとしつつ、相応の許諾料を得て、品種開発への投資を促すべく育成者権者に還元することを基本とすべきとした。また、業務のあり方として、育成者権と商標権の双方を活用してブランド展開を行うことや、生産者や販売業者を会員に限定して厳格な管理を行うクラブ制の有効性についても触れている。

この提言を踏まえ、2023年3月、農研機構は、関係機関と連携して、育成者権管理機関支援事業実施協議会を立ち上げ、育成者権を管理する法人の早期設立、育成者権の活用を通じた品種の適切な保護、ライセンス収入による品種開発の投資等に取り組むこととしており、今後の進展が注目される。

（４）種苗法改正

クラブ制と関係する農林水産政策の動きとして、2020年に行われた種苗法改正がある。この改正では、品種の保護が図られないおそれがあるとして指定する国や、産地を形成しようとする地域として指定する産地を農林水産大臣に届け出ることにより、指定国への種苗等の輸出、指定産地以外での収穫物の生産にも育成者権が及ぶこととされた。また、農家の自家増殖について、例外なく、育成者権が及ぶこととされた。これにより、一旦正当に販売された種苗をもとにして、国内外でクラブのメンバー以外の生産が拡大してしまうこと⁽⁹⁾を防止することが容易となるなど、育成者権を用いた生産のコントロールがしやすくなっている。

2020年の種苗法改正では、育成者権という知的財産権を活用して、他国に比した優位性の維持や競争力ある産地形成が意図されており、これを進める一つの手法として、クラブ制の意義も大きいと考えられる。

3. 知的財産活用の取組事例

（１）国内外の主な取組事例

クラブ制の代表例は、1で触れたピンクレディーにおける取組であるが、リンゴについては、このほか、ニュージーランドで育成されたスチフレッシュ（商標名「ジャズ」）など、数多くの品種での取組がある⁽¹⁰⁾。また、キウイのゼスプリにおいても、品種と商標を活用して積極的プロモーションが行われており、このような取組の一つと考えられる。我が国においても、山形のつや姫、福岡のあまおう、岩手の安代りんどうなど、育成者権・商標を活用した付加価値向上の取組が見られる。これらの取組の概要について、文献調査により得られた内容を整理したものが、第1表である。

共通して、公的な主体が育成した優良品種を用いるとともに、品質コントロールを行い、他製品との品質面での優位性を確保している。また、その地域・国の生産者を統括できる主体が、許諾料収入を原資に統一的にマーケティングを行い、製品の価値を高めている。

る。特に、ジャズ、ゼスプリなどでは、国外への輸出について、一本化した取組が行われている。このように、品質面での差別化、強力な推進主体、知的財産権による防御と許諾料収入による強力なマーケティング等が共通点として挙げられる。なお、育成者権を通じ、生産の地域分担による市場への周年供給が目指されているものもある。

第1表 クラブ制等の取組事例

商品名	ピンクレディー (リンゴ)	ジャズ(リンゴ)	ゼスプリ(キウイ)	つや姫(コメ)	あまおう(イチゴ)	安代りんどう(リン ドウ)
取組地域	オーストラリアか ら世界展開	ニュージーランド から世界展開	ニュージーランドか ら世界展開	山形県から全国展 開	福岡県から全国 展開	岩手県から世界 展開
品種名	クリスプリック	スチフレッシュ	ホート16A(注2)	つや姫	福岡S6号	複数品種
品種育成 者	DAFWA(西オー ストラリア州農業 省)	ホートリサーチ (国営果樹研究 所)	プラント&フードリ サーチ(政府機関)	山形県農業総合 研究センター	福岡県	八幡平市(旧安 代町)花き研究 開発センター
育成者権 者	DAFWA(注1)	ホートリサーチ	ゼスプリ グループ リミテッド(注3)	山形県	福岡県	八幡平市
商標	ピンクレディー	ジャズ	ゼスプリ、ゼスプリ ゴールド	つや姫のパッケージを登録(注4)	あまおう	安代りんどう
商標権者	DAFWA→APAL (オーストラリア リンゴ・ナシ生産 者協会)	ENZA(アップ ル・アンド・ペア ー・マーケティング ボード)	ゼスプリ グループ リミテッド	山形県	全国農業協同組 合連合会(ふくれ ん)	一般社団法人安 代りんどう開発
生産面のコ ントロール	苗木販売数量と 生産面積を管理	苗木数を厳格に 管理し、生産量 をコントロール	生産本数、面積等 を厳格に管理 品質管理マニユ アルに従った生産、 選果	県内は、生産者認 定委員会が認定し た生産者に限定 他県にはその県で の奨励品種の採用 を条件に許諾	県内生産者のみ に生産を許諾	海外の生産許諾 は、出荷期の異 なるニュージー ランド・チリの生 産者
品質管理	基準適合したもの のみピンクレディ として販売(各国 マスターライセン シーが対応)	ENZAの規格に 適合したもののみ ジャズとして販 売(規格外は加工 用に)	基準適合したもの のみを青果用として 販売。店頭でのサ ンプル検査も	栽培・出荷基準に 従った生産・出荷	共販出荷者のみ に生産者を限定 することで品質管 理	安代りんどう開発 による生産指導
流通面のコ ントロール、プロ モーション	APALによる積極 的プロモーション。 基準販売価格による 価格形成	供給量コント ロールによる通 年の安定的供給 ENZAの統括の 下各国でのマー ケティング	TVCM等を活用し た積極的プロモ ーション 全量買い上げによ る供給量、価格のコ ントロール 日本での供給は日 本産とニュージー ランド産を組合せ、周 年供給	アートディレクターに よるロゴ等の作成 県内外のPRイベ ント、キャンペーン、 TVCM、SNSの活 用等のプロモ ーション活動	農協共販による流 通コントロール 県・JAが協力した プロモーション 海外への販路拡 大	南半球生産者へ の許諾による海 外市場への周年 供給
許諾料の 徴収と使途	各国のマスター ライセンスを 通じて徴収。 マーケティング、 権利防衛、品種 育成費用等に。	育成者権と商標 権の許諾料を一 括して徴収マー ケティング費用 のほか、品種育 成費用等に	商標の許諾料により プロモーション活 動		県がマーケティング、 ブランド防 衛を実施(許諾料 に依拠した形では ない)	販売代金の2% を研究協力費と して支払い
取組の特 徴	クラブ制の先駆 的・代表的取 組。「ただのリン ゴではない」とい うスローガン	ピンクレディーに 比べ、より厳格な 生産量管理。	CM等を活用した積 極的プロモーション	他県生産者にも限 定的に許諾し、知 名度を向上	福岡県に限って 許諾	育成者権を中心 とした取組

資料：筆者作成。

内容は、フロマージャパン（2009）、フロマージャパン（2010）、櫻谷（2019）、新海（2011）等によっている。

注(1) オーストラリアでは育成者権が取得されていない。

(2) ゼスプリゴールドの品種名。

(3) ゼスプリは、当初ニュージーランドのキウイフルーツの輸出・マーケティング組織であるキウイフルーツマーケティングボードとして設立。

(4) つや姫は品種名であり、パッケージが登録されている。宮城県産つや姫のパッケージは全農が登録しているほか、つや姫を含む複数の商標が複数の登録者により登録されている。

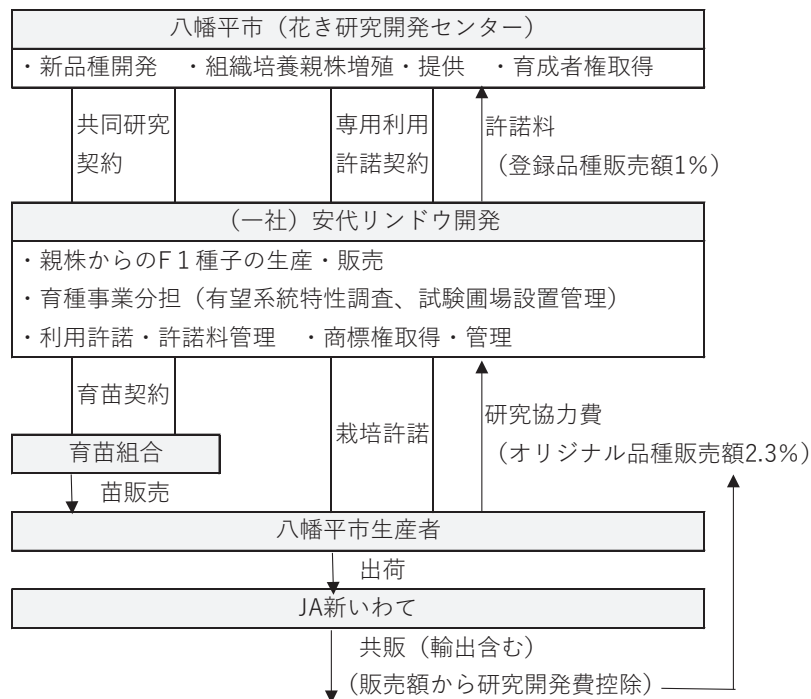
(5) 一方で、佐賀県の「さがほのか」は他県生産者にも許諾され、知名度向上が図られている。

(2) 「安代りんどう」の取組事例

(1) の事例のうち、国内における育成者権・商標権を活用した代表的な取組として、岩手の「安代りんどう」の取組の詳細を把握するため、現地調査を行った。以下は、調査で把握した取組の内容を、主に品種利用の仕組みに重点を置いて整理したものである⁽¹¹⁾。

1) 国内における品種利用の仕組み

八幡平市におけるりんどう品種の開発・利用の体制は、第1図のとおりである。



第1図 国内における品種利用の仕組み

資料：現地ヒアリング内容及びヒアリング時の提供資料から筆者作成。

りんどう品種の研究開発は、八幡平市の組織である「八幡平市花き研究開発センター」（以下「センター」という。）が中心に行い、開発した品種の育成者権を取得している。センターは、りんどう生産者を社員とする「（一社）安代りんどう開発」（以下「りんどう開発」という。）と共同研究契約を結んでおり、センターが基礎研究や新品種の開発を行い、りんどう開発が試験圃場を設置し、有望系統の特性調査を行うことにより、共同で研究を行っている。開発した品種の利用については、育成者権者であるセンターが、りんどう開発に専用的な利用権⁽¹²⁾を設定しており、りんどう開発が登録品種を利用する権利を専有している。なお、安代りんどうに関する商標権もりんどう開発が取得している。

実際の種苗提供の流れは、センターが組織培養した親株を提供し、りんどう開発がその親株から種子生産を行い、その種子から育苗組合が育苗を行って、生産者に苗を提供している。ここで、センターが開発したオリジナル品種について、りんどう開発が各生産者

に生産を認めるに当たって、販売額の2%⁽¹³⁾を研究協力費として拠出すること、JA新しいわてを通じて生産物を販売すること、種苗の他人への譲渡や自家増殖が禁止されること、突然変異が発生した場合リンドウ開発に報告し指示に従うこと、等のルールが取り決められている。

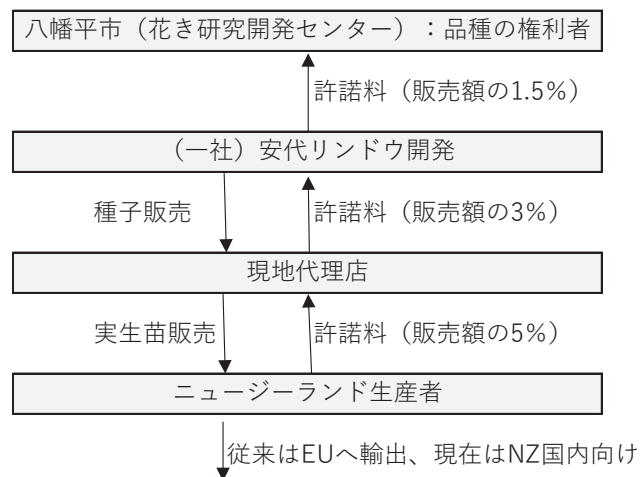
生産物（切り花及び鉢花）の販売についてはJA新しいわてが担当し、規格適合確認を含む集出荷、販売、代金清算等を行っている。あらかじめリンドウ開発の許可を受けた直売所での販売を除き、生産物はJAを通じて販売され、販売額から研究協力費が控除され、リンドウ開発に拠出される。リンドウ開発は、拠出された額のうち、登録品種分の1%⁽¹⁴⁾、センターに許諾料として支払う。センター及びリンドウ開発は、この研究協力費により、品種の開発、種苗の提供等の事業を行っている。なお、2021年に徴収された研究協力費（0.3%の運営費含む）は約2,850万円であるが、これだけでは必要費用に不足が生ずることから、2）及び3）で示すように、海外における品種の利用、許諾料の徴収が企図されてきている。

以上のように、品種の研究開発を市のセンターが中心に進めつつ、品種の利用の仕方を決定する権限は生産者の組織が持つ形となっており、品種の開発・種苗の供給をセンターとリンドウ開発が役割分担して共同で行い、その費用はJAを通じた販売額から徴収される研究協力費を充てることで、この仕組みが安定的に継続することを可能としている。

このような仕組みとなった背景の一つとして、歴史的経緯が挙げられる。同地区でのりんどう品種の開発は、安代地域の気候にあったお盆と彼岸に出荷できる独自品種を作りたいという、安代地区生産者の思いから1986年に始まっている。以降、1992年には、生産者、安代町等による花き振興協議会及び安代町花き開発センターが設置され、町の支援や生産者からの研究協力費によって育種が進められた。このような経緯から、安代地区生産者には、自分たちの品種、センターという思いが強いものと考えられる。一方で、2005年に安代町、西根町、松尾村による町村合併が行われ、安代町が所有していた育成者権は合併後の八幡平市に引き継がれることとなり、八幡平市全域をカバーする八幡平市の立場と、安代地区生産者の利益とを調整する仕組みが必要となった。このため、合併前年の2004年に安代町内生産者を構成員とする「有限責任中間法人安代リンドウ開発」（のちのリンドウ開発）が設立され、この法人と町の間で、共同開発契約及び専用利用許諾契約が結ばれた。この結果、育成者権を八幡平市（センター）が持つ一方、その専用利用権をリンドウ開発が持つこととなって、具体的な品種の利用についてはリンドウ開発の意思決定が必須となっており、地区生産者の意思を反映した運営が図られる仕組みが構築されている。

2）ニュージーランド等における品種利用の仕組み

ニュージーランドにおけるりんどう品種の利用の体制は、第2図のとおりである。



第2図 ニュージーランドにおける品種利用の仕組み

資料：現地ヒアリング内容及びヒアリング時の提供資料から筆者作成。

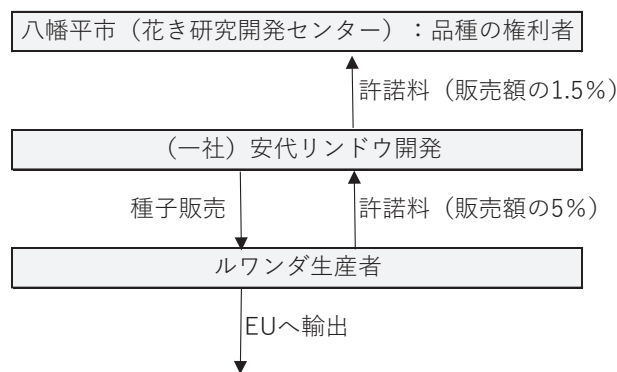
注：販売額は FOB 価格（本船渡価格）

ニュージーランドでの育成者権が取得されており、ニュージーランド生産者には、現地代理店 A 社を通じて生産許諾がされている。生産物の切り花は、当初 EU へ輸出されていたが、現在はニュージーランド国内向けである。生産者は、許諾料として販売額（FOB 価格）の 5% を A 社に支払い、A 社はそのうち 3% をリンドウ開発に支払い、リンドウ開発はそのうち 1.5% をセンターに支払うこととなっている。現地代理店は、生産者への許諾、ニュージーランドでの品種登録、無許諾の生産の監視等を行うほか、苗の生産・提供を行う。

この取組については、当初から、許諾料収入により、安代りんどう品種の研究開発を安定的に継続していくことを目的に行われた⁽¹⁵⁾。海外での生産に関し日本の生産者からは反発もあったが、品種開発のため安定的な収入が生産者にとっても必要であること等をセンターから粘り強く説得し、リンドウ開発での意思決定という形で生産者の納得を経て、取組が進められている。なお、現在のニュージーランドでの生産は、生産技術面での問題から減少しており、許諾料収入は少額となっている。

3) ルワンダにおける品種利用の仕組み

ルワンダにおけるりんどう品種の利用の体制は、第3図のとおりである。



第3図 ルワンダにおける品種利用の仕組み

資料：現地ヒアリング内容及びヒアリング時の提供資料から筆者作成。

注：販売額は FOB 価格（本船渡価格）。

ルワンダにおける生産者は1社（B社）のみであり、現地代理店は置かれていない。ルワンダにおいても、育成者権が取得されている。B社は、リンドウ開発から種子の提供を受け、苗を生産した上で、りンドウ切花を生産し、EUへ輸出している（2019年輸出開始）。なお、日本からの輸出と競合せず、また、日本からの輸出と合わせて周年供給ができるよう、ルワンダからの販売期間は、契約上10月から6月までに限定されている。

B社は、許諾料として販売額（FOB価格）の5%をリンドウ開発に支払い、リンドウ開発はそのうち1.5%をセンターに支払う。リンドウ開発は、ルワンダにおける育成者権及び商標権の取得に責任を負うが、登録実務はB社が行い、その費用をリンドウ開発が許諾料収入から負担する形となっている。ルワンダでの生産量は徐々に増加しており、許諾料収入は数百万円に及ぶ。本取組についても、八幡平市生産者の反発があったものの、その必要性や販売期間の限定、ルワンダでの権利保護などの対応策などが粘り強く説明され、生産者の納得を得て取組が進められている。

以上の取組に加え、ルワンダでは、EUでの鉢物生産に必要な苗を生産し、その苗をオランダの代理店を通じてEU生産者に販売し、EUでの鉢物販売から許諾料収入を得る計画が進められており、その仕組みが構築されつつある⁽¹⁶⁾。この取組は、苗生産の問題からEUでの鉢物生産がうまくいかなかったことに対応するものであり、苗生産の技術指導を行う法人を立ち上げ、センター（八幡平市）がその法人と技術ノウハウ実施許諾契約書を締結して技術ノウハウを付与し、その法人がルワンダの育苗者に技術提供を行って、苗生産を行うこととしている⁽¹⁷⁾。オランダの代理店との連絡調整は、リンドウ開発が行っている。

4）小括

安代りんどうにおいて、国内及び国外の品種活用の体制は、いずれも、育成者権者であるセンター及び国内で専用的な利用権を持つリンドウ開発が主要な役割を果たしており、両者及びJAが役割分担をしつつ、品質管理を含めた生産面及びプロモーションを含めた販売面の管理を行っている。また、品種利用方法を定める際はリンドウ開発の関与を必要

とすることによって、安代地区生産者の意向反映を担保している。このように、全体的管理を行う中心的な主体があり、かつ役割分担と連携がしっかりと行っており、生産者の意向を反映しつつ取組が進められていることが特徴となっている。

また、国外を含めた許諾料収入で品種開発費用を賄うよう設計されており、品種開発は両者が共同で行っている。国外での展開に当たっては、状況に合わせ、現地事情に詳しい代理店を活用し、現地での管理が確実に行われるようしている。国内外とも許諾に当たっては、利用のルールを明確にし、契約条件等によりその遵守を確保している。このように、取組が長期的に安定的に維持されるよう、様々な工夫がされていることも特徴となっている。

4. クラブ制の成立要因と今後の課題

(1) クラブ制の成立要因と取組拡大上の課題

先行研究では、クラブ制を構成する要素として、①市場で起爆力のある新品種、②クラブと発案・運営者、生産者団体、マーケッター、③育成者権と商標権に基づく契約関係、④許諾料、⑤代理人制度、⑥品質基準の設定と遵守、生産指導、⑦供給量と価格の管理、⑧マーケティングとプロモーション、⑨ブランド防衛をあげている（プロマージャパン、2010：35 - 51）。

この要素に照らして、3（2）で取り上げた安代りんどうの取組を見た場合、①センターにより継続的に開発されてきた優良品種の存在、②センターが主導し、リンドウ開発、JA、生産者が役割分担と連携をした取組、③主に育成者権に基づく契約関係、④研究協力費を賄うことを目的とした許諾料の徴収、⑤海外展開においては状況に応じ代理店を活用、⑥センターとJAが連携した生産指導と品質管理、⑦種苗供給を通じた生産量、品種構成のコントロール、⑧商標を持つリンドウ開発等によるプロモーション、⑨各生産者まで一体となったブランド防衛、という内容となっている。特に注目すべき点として、①センターが主導し、関係者が役割分担と連携を行う強力な体制がとられていること、②品種は地域一体で開発してきたものであり、品種利用を一定の範囲に限定する妥当性が理解されやすいこと、③このため、品種利用の範囲を拡大する場合などには、地域生産者の意向を反映する仕組み（リンドウ開発に専用的な利用権を設定）がとられていること、④一方で、許諾料収入で品種開発を行う仕組みとなっていることから、海外展開等品種利用の範囲を広げることは生産者のメリット⁽¹⁸⁾にもつながること、⑤海外も含め、技術面のノウハウ提供も含めた仕組みとなっていること、等が挙げられる。

安代りんどうのような品種を活用した取組を、他の品種、特に公的育成品種にも広げようとした場合、①生産を認める者を限定する妥当性とその限定の範囲、②生産者の意向を反映しつつ品種活用を行う仕組みの構築、③許諾料で品種開発費を賄う仕組みとなっていないことから、海外での生産を認める場合の生産者メリット、④技術面のノウハウを提供する仕組み、等の困難な課題があると考えられる。一方で、育成者権などの知的財産の

活用については、2で示したように、積極的に進める方針が示されるとともに、育成者権管理機関を設置して海外での生産を含めて育成者権管理を行っていくことが企図されており、知的財産を活用した取組が、どのような条件を整えれば可能となるか、国内外の知的財産活用の取組についてさらに把握しつつ、検討を深める必要がある。

（２）独占禁止法との関係

クラブ制は、一定の者に生産・流通を限定し、また生産及び流通の行為に一定の制限を行うことから、独占禁止法との関係にも留意する必要がある。ここで独占禁止法の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為には適用しないこととされており（独占禁止法第21条）、規定上明示はされていないものの当該規定は育成者権にも適用されると解されている⁽¹⁹⁾。このため、育成者権・商標権の行使を通じたクラブ制の実施については、独占禁止法の規定は原則として適用されない。しかし、権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさを勘案した上で、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、独占禁止法が適用される。具体的には、生産地域の限定、商標の使用義務などは違法とならないが、育成者権の行使を通じて行われる行為であっても、販売価格・数量などの指示、製造数量の上限設定（市場全体の供給量を制限する効果がある場合）、販売先の制限（公正競争阻害性を有する場合）、改良技術の譲渡義務等は違法になるおそれがある⁽²⁰⁾。

クラブ制との関係では、権利の許諾を通じて、生産地域を制限すること、品質の確保上必要な生産等の条件を付すこと、商標の使用義務を課すことなどは、独占禁止法上の問題はないと考えられる。一方で、クラブ制では、販売先の限定⁽²¹⁾、販売価格の指定、生産数量の限定、許諾された品種をもとにした育種の制限・新品種の譲渡義務などが課されることがありうるが、これらは、上記運用に照らすと、独占禁止法との関係が問題になる可能性がある。このため、クラブ制を推進する上で、独占禁止法との関係について、詳細を整理しておくことが必要と考えられる。

注（１）リンゴ経営の観点から、ピンクレディーの取組を分析した黄は、リンゴの生産販売においては、優良品種の導入による高価格が実現されても、その後の生産量拡大による供給拡大や下位等級品の混入により、価格低下に陥るといふサイクルが繰り返されており、ピンクレディー・システムは、育成者権と商標権を盾にクラブ制を用いてこのサイクルを回避するための試みと指摘している（黄，2013：173）。

（２）育成者権により種苗の増殖は権利者の許諾を要するため、生産本数の制限や栽培基準の設定など生産のコントロールが可能である。ただし、権利の存続期間は25年又は30年に限られる。商標権により、その商標の使用には権利者の許諾が必要であり（ただし、商標を使用しなければ、その商品の生産販売は制限されない）、権利は永続的に維持可能である。クラブ制は、この二つの知的財産権のメリットを組み合わせている。

（３）買い手は不完全な知識しか有しないため、差別化のためには、「現実の価値」とともに、それを伝えるシグナルにより「認知された価値」が重要とされる（ポーター，1985：175 - 185）。

（４）2021年4月30日農林水産省決定。

（５）食料・農業・農村基本計画第3の2（7）③エ。

（６）2016年2月農林水産技術会議決定（2022年12月改定）。

（７）2016年12月国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構決定。

（８）農林水産省「海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会」。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/kanri/kanrikenntou.html>

- (9) 一旦正当に譲渡された種苗等の利用については、原則として育成者権が及ばない（権利の消尽、種苗法第20条第2項）。
- (10) 黄は、200ha以上の栽培面積のあるクラブ制のリンゴの品種として18品種を上げている（黄，2019：231）。
- (11) 記述内容は、2022年9月にセンター及びリンドウ開発の担当者並びにセンター前所長に対して行ったヒアリング内容及びヒアリングの際提供された資料によっている。
- (12) 種苗法上の専用利用権は設定されておらず、国内での独占利用を認める（独占的）通常利用権が設定されている。
- (13) 2001年までは登録品種の販売額の2%であったが、同年に主力品種の一つの権利が消滅し、研究協力費の減少が予想されたことから、2002年よりオリジナル品種のすべてを対象としている。また、リンドウ開発の運営費の充実に図るため、2019年から運営費として0.3%を上乗せしている。なお、ニュージーランドとの合同会社で育成した赤花品種については4%となっている。
- (14) 2022年度からは、登録品種だけでなく、オリジナル品種すべての分の1%の支払いに変更されている。
- (15) 櫻谷（2019）では、冬場に日本に輸入することによるりんどう市場の開拓や年間を通じた外国市場に輸出する体制整備が理由としてあげられているが、前センター所長日影氏からのヒアリング内容によれば、海外での許諾料収入により安代での品種開発を円滑に継続するのが第一の目的だったとのことである。
- (16) 国内での鉢物生産は切り花生産に比べ少なく、十分な研究開発費をかけることができていないが、この取組による許諾料収入により、研究開発の充実に意図しているとのことである。
- (17) 育苗者に技術提供を行う際も、八幡平市、当該法人及び育苗者間で、技術ノウハウ実施許諾契約書を締結することが予定されている。
- (18) このほかのメリットとして、周年供給によるブランド力の向上が考えられる。
- (19) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会決定）第2の1。ここでは、「同条（著者注：独占禁止法第21条）に掲げられた法律以外の法律で排他的利用が認められる技術にも適用されると解される」とされ、「技術」の用語が用いられているが、同指針において、「技術」には、種苗法によって保護される技術が含まれるとされていることから（同指針第1の2（1））、育成者権は独占禁止法第21条の対象になると解される。
- (20) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針第4の4。
- (21) 知的財産活用の取組事例において、許諾料の確実な徴収、統一的な販売・マーケティング等の観点から、販売先を限定している事例が見られるが、このような場合、独占禁止法との関係が問題になりうる。

【参考文献】

- 神田健策・黄孝春・Carpenter, Victor（2013）「農産物の知財マネジメントとリンゴ生産販売システムの再始動ーピンクレディーの事例を中心にー」『2013年度日本農業経済学会報告論文集』。
- 黄孝春・山野豊・王建軍（2012）「知的財産権をベースにしたりんごの生産販売体制の再構築」『人文社会論叢 社会科学篇』27：1-19。
- 黄孝春（2013）「品種経営：ピンクレディー・システムの事例」『人文社会論叢 社会科学篇』29：173-193。
- 黄孝春（2019）「世界におけるリンゴ新品種のライセンス・ビジネス」『人文社会論叢』7：229-246。
- 黄孝春（2021）「アメリカリンゴ産業におけるライセンス・ビジネス」『人文社会論叢』10：237-250。
- 黄孝春・山野豊・今智之(2022)「植物品種における知財マネジメントの実態と課題」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』18：71-86。
- 櫻谷満一（2019）「植物品種の知財マネジメントに関する一考察ー岩手県八幡平市のリンドウ品種を事例としてー」『BMAジャーナル』19（1）：3-18。
- 櫻谷満一（2020）「イチゴ品種の知財マネジメントに関する一考察」『日本経営診断学論集』19：57-63。
- 櫻谷満一・川下英盛・野口真己（2021）「「クラブ」制リンゴ品種の知的財産に関する調査分析」『パテント』74（6）：86-93。

新海章司（2011）「イチゴ「さがほのか」と「あまおう」の販売戦略」『日本農業経営年報 No.8 イノベーションと農業経営の発展』農林統計協会：165 - 173.

杉中淳（2018）「農林水産業・食品産業における知的財産」『攻めの農林水産業のための知財戦略』経済産業調査会：3 - 18.

林琢也（2009）「グローバル化に対応したリンゴ生産と品種の管理ー日本ピンクレディー協会の取り組みを事例にー」『茨城地理』10：19-27.

林琢也（2015）「知的財産権を活用した農業振興の可能性」『経済地理学年報』61:71-88.

プロマージャパン（2009）『平成 20 年度農林水産貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書（ピンクレディー）』.

プロマージャパン（2010）『「ピンクレディー輸出戦略に学ぶ」調査報告書』.

M・E・ポーター（1985）土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫訳『競争優位の戦略』ダイヤモンド社.